

令和元年11月

# 藤沢市農業委員会総会

日時：令和元年11月25日（月）午後2時33分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年11月25日（月）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 4 番	山 口 貞 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 2 番	飯 田 芳 一		
1 3 番	田 代 惠美子		

欠席委員は、次のとおり

2 5 番	福 岡 則 夫		
-------	---------	--	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
主任	落 合 麻 依 子	主任			

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 53号 買受適格証明願について
- 日程第 3 議案第 54号 買受適格者に係る農地法第3条の規定による許可申請  
について
- 日程第 4 議案第 55号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請  
について
- 日程第 5 議案第 56号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 57号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の  
申し出について
- 日程第 7 議案第 58号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 59号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出  
について
- 日程第 9 議案第 60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 10 議案第 61号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に  
ついて
- 日程第 11 議案第 62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願  
について
- 日程第 12 議案第 63号 非農地証明願について
- 日程第 13 報告第 11号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

開会 午後２時３３分

事務局（加藤 敦事務局長） 定刻を過ぎましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、総員２５名、出席委員２４名でございます。

開会に当たりまして、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、先日は、農業委員・推進委員大会、大変にお疲れさまでございました。

そして、今月の２０日には、神奈川県の上野副知事に要望書等議案の内容を説明してまいりました。上野副知事も、農業に関してはいろいろと御理解をいただいておりますが、何と云っても、これから担い手がどうなるのかということ、大変危惧をしておられました。

また、台風被害に関しても、神奈川県としても最大限努力をするということでいろいろお話を伺ってまいりました。満足のいく政策はなかなかできませんけれども、ということでございましたが、県としてもかなり前向きにやっていたらいいようにございます。

その次に、『農政時報』が配られていると思いますが、その中で農地価格のことが参考として出ております。これは、後ほど御覧いただければわかると思いますが、現実とはちょっと違う数字が出ております。

農地の価格が、各市町村あるいは地域によって大分違うことは現実でございますけれども、そうした中で、つい先日ですが、日経新聞に相続に関する価格のことが大きく出ておりました。皆さん方も御存じだと思いますが、今回、路線価が否定されました。

これは、川崎市の大きな農家の方のようですが、９０歳を過ぎた方が、自分の資金と金融機関からお金を借りて東京と川崎に大きなビルを買いました。そうするとどのようなことが起きるかということ、路線価と取引価格の差、これが

減税の対象になるわけですが、路線価は3億円で、買ったものは12億円ぐら  
いしたわけですね。そうすると、その差額9億円、これは借入れを起せば  
減税の対象になりますが、これが国税庁の局長通達でひっくり返されまして、  
時価相場でやりなさいということになりました。

皆さん方は、相続という「路線価」と言いますが、現実に取り引きが行わ  
れる場合には「時価相場」でやるということ为国から言われた。要するにそう  
いう判決が出たわけですね。これは最高裁まで行くと思いますが、これがどうな  
るか、大変危惧しております。

農家の方でも、アパート、マンションを建てて、現実的な価格と評価額の差  
が減税の対象になるということはよくありますが、これが将来的には認められ  
なくなるのではないかという感じがします。これはどうなるかわかりませんけ  
れども、農地や宅地を守るためにも、いろいろな情報に気を配っていただきた  
いと思っております。

それでは、11月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い  
申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

事務局（加藤 敦事務局長） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議  
長をお願い申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、9番の桐ヶ谷慶導  
委員と11番の渡邊文雄委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第1、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、男1、女0。所有面積、18a。耕作面積、48a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、用田字御手洗水。地目、畑。地積、2,527㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人の理由として、農業経営規模拡大のため。譲渡人の理由として、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、男2、女1。所有面積、135a、耕作面積、172a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、遠藤字笹窪上、地目、畑。地積、565㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人の理由として、農業経営規模拡大のため。譲渡人の理由として、譲受人の要望による。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、特別養護老人ホーム白鷺苑から南に約50mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人御本人と面談いたしました。

譲受人は、露地野菜の生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことでした。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないいた



関連する議案のため一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第2、議案第53号「買受適格証明願について」及び日程第3、議案第54号「買受適格者に係る農地法第3条の規定による許可申請について」、一括して御説明を申し上げます。

日程第2、議案第53号「買受適格証明願について」。

（議案書読み上げ）

買受適格証明書は、農地の競売や公売の際に、農地を取得できない者が参加することを未然に防ぐため、入札に参加する際に必要となるもので、今回は農地法第3条の許可を受けられることを証明するものとなります。

公売物件につきましては、市道大庭・獺郷線にある「打戻堂の前」交差点の北に約400mの農地になります。

資料は5ページをお開きください。

願出人は、水稻・野菜・花きの生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、公売により農地の取得を希望することです。

申請内容を確認したところ、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすものと判断しており、買受適格を有するものと考えております。

次に、日程第3、議案第54号「買受適格者に係る農地法第3条の規定による規許可申請について」を御説明いたします。

買受適格証明願が提出された場合の取り扱いにつきましては、昭和58年2月24日付農林水産省構造改善局長通知「国税滞納処分による農地等の公売の処理手続について」において、「農業委員会は、買受適格を有する旨を証明する議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第3条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なる

っていると認めた場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくものとする。」と定められておりますことから、本日、事前に承認を受けるため、議案として提出させていただくものです。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

ただいまの説明でわかりましたでしょうか。

22番（佐藤智哉委員） 説明内容がよくわかりません。

議長（齋藤義治委員） よくわからないので、もう一度説明していただけますか。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 今のお話ですが、今回は農地としての公売という話ですが、農地の売買は、農地法上、農家の方であるとか、下限面積要件であるとか、規制が設けられていますが、単純に、農家でない方も手を挙げてしまう可能性がありますので、その方が農地を買う資格があるかどうかを、事前に農業委員会で審査し、発行する証明書が「買受適格証明書」になります。そして、その証明を持っている方だけが農地を買うことができます。

いかがでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） 補足しますと、もともと買受適格者証明は、農地法3条の許可を受けられる方でないと証明書が出せない。ついては、当然許可を得られる方が証明書を持っているわけですから、その方が公売で落札をした場合には、当然3条の許可が得られるという前提ですので、手続きを迅速に進めるために、総会の議決を経ることなく許可を出すことを事前に承認をいただくという形になります。

よろしいでしょうか。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。――他に何かございませんか。

――  
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第53号及び第54号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第53号及び第54号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第55号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び日程第5、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、関連する議案のため、一括して上程をいたします。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第4、議案第55号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」。

地区、藤嶋・村岡・明治。番号1。転用申請者、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、善行四丁目の3筆。地目、畑。地積、合計で0.344㎡。内容及び変更理由、内容、引込柱の位置を変更するもの。県知事許可、令和元年10月18日。変更理由、電力会社との協議の結果、引込柱の位置を北側にずらすこととなったため。

続きまして、日程第5、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」。

地区、藤嶋・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、56a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、善行四丁目。地目、畑。地積、469㎡のうち0.021㎡。転用目的、営農型太陽光発電設備（一時転用）。期間、許可日から10年間。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日、当初より。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第55号及び56号について意見を求めます。

1番、神崎委員。







たします。

次に移ります。

日程第 8、議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

なお本議案、番号 5 及び番号 6 については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案番号 5 及び番号 6 について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、日程第 8、議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、番号 5 及び番号 6 の説明をさせていただきます。

資料は 16 ページをお開きください。

番号 5 及び番号 6 は、天神町を中心に 75 a を耕作する方の所有権移転となっております、詳細は、記載のとおりとなっております。

農地の売買については、農地法第 3 条に基づくものが一般的ですが、農業経営基盤強化促進法による場合は、市が主体となって農地の譲渡人と譲受人の情報を収集し、市の基本構想に定めた要件を満たす担い手農家等へ農地を集積するため、農用地利用集積計画を作成し公示することで売買ができるとされています。

この場合、農地法第 3 条の許可は不要となりますが、資産的保有を目的とする農地の取得や、農地の細分化が助長されることのないよう、農地法の許可基準よりも厳しいものとされています。

本件については、要件を全て満たすものと判断されたため、議案として上程するものです。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号5及び番号6について意見を求めます。

私から、一つ質問をいたしますが、農地の売買というと農地法第3条ということで、きょうも何件か出ておりました。

本来、農業経営基盤強化促進法による所有権移転ということで、所有権移転の方法が2つあるということですが、今回の所有権移転によるメリットはどういうものがありますか。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任）　メリットとしましては、またこれも要件があるものなので、一概に全てというわけではないのですが、まず登録免許税の軽減の制度があることと、譲渡人については、通常、譲渡所得の対象となりますけれども、譲渡所得の800万円控除があること、あと、不動産取得税の軽減がありまして、今の3つが税額の軽減等になります。

今お話しした3つについては、要件が農用地でないと認められないとか、認定農業者でないといけないとか、細かい要件がありますので、全ての農地に對して適用するものではありません。

そのほかに、嘱託登記といたしまして、藤沢市が代理で登記をすることができまして、そちらについては、全ての農地に適用となります。

以上となります。

議長（齋藤義治委員）　いわゆる売る方も800万円という控除があつて、最高1,500万円まで控除があつて、また移転登記も藤沢市の農業委員会でやる。司法書士に頼まなくてもいいということですね。

そのほかに登録免許税も1,000分の20から1,000分の8に軽減されます。不動産取得税も土地価格から約3分の1を軽減されるということで、これは農業委員会で3件目ですが、こういう方法で所有権の移転が行われることもありますので、皆様方も、農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による所有権移転という方法もあるということをお覚えておいてください。

他に何かございませんか。

— — — — —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
議長(齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第59号、番号5及び番号6について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長(齋藤義治委員) それでは、議案第59号、番号5及び番号6について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

議長(齋藤義治委員) 続きまして、番号1から番号4、番号7から番号10について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局(落合麻依子主任) それでは、日程第8、議案第59号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、番号5及び番号6以外の部分について、一括して説明をさせていただきます。

番号1及び番号2は、用田を中心に495aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分及び更新借受分。

番号3は、菖蒲沢を中心に140aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号4は、葛原を中心に80aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号7は、稲荷で12aを耕作する一般法人の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号8、番号9及び番号10は、このたび藤沢市で新規就農される方の新規借受分で、資料は17ページからとなります。

借受人は、県外でイチゴ栽培を中心に農業経営をされていた方で、このたび、藤沢市において新たにイチゴ栽培を開始するというものです。

なお、就農に当たり県外から藤沢市に引っ越し予定と伺っております。







事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第10、議案第61号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、御説明を申し上げます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、打戻字宮台の3筆。地目、いずれも畑。地積、3筆合計3,166㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。利用状況等、畑（果樹）。相続開始年月日、平成12年8月12日。免除日、令和3年6月13日。現地確認日、令和元年11月14日。

番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、瀬郷字中村が5筆、同字大向が1筆、同字中谷が1筆。地目、いずれも畑。地積、7筆合計で9,299㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。地積については、1筆がうち何㎡という記載になっております。利用状況等、畑（花卉）等。相続開始年月日、平成12年6月4日。免除日、令和3年4月5日。現地確認日、令和元年11月14日。

番号3。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、瀬郷字中谷、4筆。地目、いずれも畑。地積、4筆合計3,184㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。地積につきましては、1筆が小数点表示になっております。利用状況等、宅地現況畑（野菜）等。相続開始年月日、平成12年3月9日。免除日、令和3年1月10日。現地確認日、令和元年11月14日。

番号4。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、宮原字高田が3筆、同字歩一が1筆、同字戸中が1筆。地目、宮原字高田が田、その他は畑。地積、5筆合計3,887㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。利用状況等、宮原字高田が田（水稻）、同字歩一が畑（果樹）、同字戸中が田現況畑（果樹）。相続開始年月日、平成12年3月23日。免除日、令和3年1月24日。現地確認日、令和元年11月14日。

番号5。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、遠藤字都築山が1筆、同字諸之木が1筆。地目、遠藤字都築山が畑、同字諸之木が田。地積、2筆合計1,024㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。利用状況等、遠藤字都築山が畑（野菜）、同字諸之木が田現況畑（野菜）。相続開始年月日、平成12年1月26日。免除日、令和2年11月28日。現地確認日、令和元年11月14日。

地区、六会・長後。番号6。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、西俣野字北窪が2筆、同字北窪河内7筆、同字小栗塚が1筆。地目、西俣野字北窪及び同字北窪河内が畑、その他は田。地積、9筆合計3,649㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。2筆のうち何㎡という表示になっております。利用状況等、西俣野字北窪及び同字小栗塚が畑（野菜）、同字北窪河内のうち2筆が田現況畑（野菜）、1筆が田現況畑（堆肥置場）、その他は田（水稻）。相続開始年月日、平成12年3月26日。免除日、令和3年1月27日。現地確認日、令和元年11月14日。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号7。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、大庭字門先が1筆、同字広地が3筆。地目、いずれも畑。地積、4筆合計2,340㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、同左。1筆のうち何㎡という表示となっております。利用状況等、大庭字広地の1筆が田現況畑（野菜）、その他は田現況畑（果樹）等。相続開始年月日、平成12年5月23日。免除日、令和3年3月24日。現地確認日、令和元年11月14日。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

5番、宮治潔委員。

5番（宮治 潔委員） 本件につきましては、令和元年11月14日に地区委員の私、宮治と、相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。









事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第11、議案第62号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおりです。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、平成30年10月12日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおりです。買取り申出をする土地、所在及び地番、辻堂太平台一丁目。地目、畑。地積、641㎡。

本申請について、申出人へ状況を確認したところ、申出人を含め家族に農業従事者は存在しないと話していたこと、現地は荒廃していたことから、買取申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断し、議案として上程するものです。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第62号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第62号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第12、議案第63号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第12、議案第63号「非農地証明願について」、



日程第13、報告第11号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 本件につきましては、まず19ページが、「農地法第3条の3第1項の規定による届出」となります。

六会・長後地区が2件となっております。

続きまして、20ページが「農地法第4条第1項第7号及び農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」となります。

藤鶴・村岡・明治地区が2件となっております。

続きまして、21ページから23ページまでが、「農地法第5条第1項第6号及び農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」となります。

六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が6件、合計9件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等ございましたらお願いをいたします。

質問をいたしますが、これは2つに分かれていますけれども、分かれている理由を説明してください。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 11月1日に農地法の改正が行われまして、農地中間管理機構に係る条文が1つ加わっております。そのため第4条と第5条、それぞれ号ずれが生じております。

議長（齋藤義治委員） 何ページですか。

事務局（落合麻依子主任） 失礼しました。議案書の20ページに、第4条の転用届出の記載がありますけれども、今まで第7号だったものが、11月1日から第8号に変わっています。議案書の上段が今までのものです。下段が11月1日以降のものとなります。



提要の改訂について」、説明をしてもらう予定となっております。

皆様ぜひ御出席いただきたいと思っておりますけれども、もし御欠席される場合は、可能であれば今月中に事務局まで御連絡をいただければと思います。

2点目が、台風被害における募金についてですが、お手元の資料で「令和元年台風第19号等災害義援金募集について」を御覧ください。

9月に発生した台風15号、10月に発生した台風19号につきまして、本県もそうですけれども、全国的に大きな被害を受けたということで、全国農業会議所から、一日も早い復興を支援するという趣旨のもと、募金活動に御協力をお願いしますということで通知が来ておりますので、可能な限り協力していきたいと考えております。

つきましては、昨年度（平成30年）7月豪雨のときに、災害義援金としまして、藤沢市農業委員会から1人1口1,000円、合計2万5,000円を被災地にお送りしておりますので、これは提案ですけれども、今回も1人1口1,000円ということで、親睦会費から振り込む形で、事務局で対応してよろしいかどうか、お諮りさせていただきたいのですが、そのような形でよろしいでしょうか。

「異議なし・お願いします」の声多数

ありがとうございます。

次に3点目ですが、先週金曜日の御所見・遠藤の地区協の際に、静岡から引越す予定で、藤沢市の大庭地区においてイチゴ栽培をされる目的で利用権の設定をされて、これから経営を開始される方のお話が出まして、その方につきましては、きょうの資料にもありますが、事業構想の中で、将来的にはイチゴ生産プラス幼稚園の方、あるいは施設に入所されている高齢の方を対象に、収穫の時期にイチゴの摘み取りを無料でしていただくような、いわゆる地域貢献みたいなことも書かれていました。

そのことにつきまして、恐らくアーチ型のビニールハウスの設置を考えていらっしゃるのだと思っておりますけれども、そういった場所で、例えば一般の方を集めてイチゴの摘み取りみたいなものをハウスの中でさせてよいのかどうか、そ

ういったものは、たしかだめだったのではないかというお話が上がりまして、農業水産課等にも確認をしましたので、その辺についてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、アーチ型のハウスということで、御存じだと思えますけれども、ハウスというのは、本来は建築確認をとるべき建築物として設置をするのですが、平成25年に、県の通知に基づいて、当時、市の中でも農業水産課と建築部門とで「建築物として取り扱わないハウス」について取り決めを行っておりまして、その中で、不特定多数の集まるようなもの、それは、今申し上げたようなアーチ型のビニールハウス、そういったものをつくる場合には建築確認は不要ですけれども、ただ、不特定多数が集まるような場にしてはいけないという条件がございまして、そこを調べましたら、確かにそういった項目はあるのですが、ただ農業振興上、収穫の時期に限っては、必要最小限、ハウスの中に立ち入ってイチゴの摘み取りをしても構わない。それは不特定多数の利用には当たらないということで、結果的には、今回越してこられる方、将来の構想ではありますけれども、ハウスの中でイチゴの摘み取りをしても、収穫の時期に限ってであれば問題はないということで、確認いたしましたので、御報告をさせていただきます。

2番（渡貫直正委員） それは、何カ月にわたってもということか。

事務局（福岡信二主幹補佐） あくまでも、収穫の時期に限ってです。

2番（渡貫直正委員） イチゴの収穫期間は長いですよ。

4番（熊山直行委員） 長いですね。

その不特定多数ですが、施設の入所者だけがいいのか、それとも一般の人もいいのか、不特定多数の区割りというのがあいまいか思うが。

事務局（福岡信二主幹補佐） 要綱をそのまま申し上げますと、「不特定多数の利用がないもの」が、建築物として扱わない条件ではありますが、今申し上げたように、藤沢市の取り決めとして、収穫期だけに数人が入って摘み取りを行うような場合は、この条件は当てはめないということです。

4番（熊山直行委員） 要はイチゴ狩りをやってもいいということですか。

事務局（福岡信二主幹補佐）　そうですね。現にここを適用してイチゴ狩りをさせている農家さんもあるということで、それは農業水産課に確認をいたしました。

4番（熊山直行委員）　藤沢市はだめだという話を聞いたから、あのとき質問をしたのですが、それだと大分違いますよね。

9番（桐ヶ谷慶導委員）　それはパイプハウスではないですか。

4番（熊山直行委員）　パイプハウスにしても何にしても、どこでも「イチゴ狩りやっています」というのがあるけれども、藤沢市では、それをやってはいけないという話、できないという話を聞いたので。

2番（渡貫直正委員）　建築確認を取った建物であれば。

事務局（福岡信二主幹補佐）　おっしゃるとおり建築確認がとれていれば消防の確認等もできているので、何をしても構わないのですが、ただ、パイプハウスになると、面積的には5,000㎡以内、軒高8m以内、被覆資材もビニール等で脱着できるものとか、不特定多数の利用がないものとか、そういった決まりがございまして、ただ、藤沢市に限っては、今申し上げたように収穫の期間であれば、農業振興上の観点から、それは認めるということになっています。

2番（渡貫直正委員）　イチゴ狩りの期間は長いから、収穫期の半年ぐらいやっても構わないということなのか……。

事務局（福岡信二主幹補佐）　期間の捉え方は難しいですけれども。

1番（神崎享子委員）　地区協に、この方が来られましたけれども、とても熱心な方で一生懸命説明をしてくださいました。

ただ、私は別の意味で、無料の収穫体験はやめてくださいと言ったのですが、なぜ言ったかという、周りに直売の人がいるので、そんな無料のものをやってもらっては迷惑だからやめてください、みたいな言い方をしてしまったのですが、この方は、葦山でやっていた方なので、販路がなかったというか、観光でやっていた方なので、まず最初は無料体験でもして、という意味で言ったと思います。販路さえあれば、そのままの形態で売れるはずだから、手間暇かかる摘み取りなどはやらないと思います。

ただ、話を聞いて、それを認めていいかどうかというところは、また別の問

題なので、はっきりしておいたほうがいいのかと思いましたけれども、イチゴの部会はないので、その辺のところはどうでしょうかね。

議長（齋藤義治委員） 基本的には、神奈川県はどこの市町村でも、ビニールハウスで、要するに収穫期ならできるという解釈をしていいわけですか。

事務局（福岡信二主幹補佐） そこも確認させていただきましたけれども、当然、県も平成25年に通知を出しております、それは、「不特定多数の利用がないこと」という条件になっているのですが、市でも、平成25年に同じように建築部門と取り決めをしまして、そこは同じ言い回し、解釈ではありますけれども、ただ、農業振興上の観点から、解釈運用としては、「収穫時期に限った利用であれば、それは不特定多数の利用とみなさない」という扱いにしています。そこは藤沢市だけだと思います。

4番（熊山直行委員） 他では、藤沢市以外ではイチゴ狩りができたわけですが、藤沢でやろうとしたら、許可がおりなかったということです。

3番（吉原 豊委員） 基本的な話で、不特定多数というのは何を言っているのか、明確に決めないと、判断に困ると思いますね。

事務局（福岡信二主幹補佐） 確かに県も市も「不特定多数」という言い方をしていますけれども、これ以上は、また確認をさせていただきます。

議長（齋藤義治委員） その他に何かありますか。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 次に4点目ですが、お手元に来年の農業委員手帳を配付させていただいております。湘南地区の連合会（4市町）でまとめて購入させていただきました。ぜひ御活用ください。

最後に1点、この会議終了後、大変申しわけないのですが、六会・長後の委員さんは、西俣野地区においての一時転用について、農業水産課から説明をしたいということで、少しお時間をいただいて、お残りいただければと思いますので、お願いします。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして11月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3 時 5 7 分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）